

高萩市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 市民と議会の関係（第4条・第5条）

第4章 議会と市長等との関係（第6条―第8条）

第5章 委員会の活動（第9条）

第6章 政務活動費（第10条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第11条―第15条）

第8章 議会災害対策支援本部（第16条）

第9章 議員の政治倫理（第17条）

第10章 最高規範性及び見直し手続（第18条・第19条）

附則

高萩市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成された市の最高意思決定機関であり、同じく選挙で選ばれた高萩市長とともに、日本国憲法で定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。

地方分権、地域主権が進展する現在、地方自治体の自己決定と責任の範囲が拡大していく中で、議会が市民福祉向上のために果たす役割と責任はますます大きくなる。そして、議会は、市長その他の執行機関の活動を監視し、評価し、市民の多様な意思を市政に反映させるた

めに、積極的な情報公開や市民との対話を行い、市民の意見を尊重し議員間の自由かつ達な討議を通して、市政の論点、争点を市民に明らかにしていくことが必要である。このような改革により、更によりよい政策決定をし、議会の役割を果たしていくことが求められている。

高萩市議会は、市民に身近な代表機関として、分かりやすい議会運営や開かれた議会づくりを推進する必要性を常に自覚し、不断の改革を重ね、市民に信頼される議会を目指すことを誓い、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会運営における規範的事項を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた信頼される議会を目指すこと。
- (2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営状況を監視し、評価すること。
- (3) 議員相互の自由かつ達な討議を通して論点及び争点を明らかにするよう努めること。
- (4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、政策提案権を

積極的に活用することができるようにすること。

- (5) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努め、高萩市議会会議規則（昭和50年高萩市議会規則第1号）、高萩市議会委員会条例（平成3年高萩市条例第12号）及び議会における先例又は申し合わせ事項は、継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 自己の資質を高める不断の研さんにより、市民の負託にこたえるよう努めること。
- (2) 積極的な条例提案を行うよう努めること。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民全体としての福祉向上を目指すこと。
- (4) 議会活動について、市民に対して積極的に情報を伝えるよう努めること。

第3章 市民と議会の関係

（市民参加及び市民との連携）

第4条 議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、市民との多様な意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民の政策提案として受け止め、これらの提出者から発言の申し出があったときは、特別な理由がない限り、

意見を聴く機会を設けなければならない。

- 4 議会は、議会に関する会議を原則公開し、傍聴の自由を保障し、及び会議録等の議会活動に関する資料を公開しなければならない。

(議会報告会)

第5条 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

- 2 議会報告会に関することは、別に定める。

第4章 議会と市長等との関係

(議会と市長等との関係)

第6条 議会審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。

- 2 会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にしなければならない。

(市長による政策形成過程の説明)

第7条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け

(6) 政策等の実施に係る財源措置

(7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

(予算及び決算における説明)

第8条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。

第5章 委員会の活動

(委員会の適切な運用)

第9条 議会は、委員会の専門性と特性をいかした適切な運営を行い、議案等の審査に当たっては、資料等の積極的な公開を求め、委員間の討議を尊重し、市民に対して分かりやすい議論に努めなければならない。

第6章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第10条 政務活動費は、議員の調査及び研究その他の活動に資するため交付されるものであることを認識し、高萩市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年高萩市条例第16号）に定めるところにより適正に執行しなければならない。

2 政務活動費の収支報告書（領収書等の証拠書類を含む。）は、積極的に公表し、説明責任を果たさなければならない。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第11条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、

議員研修の充実強化を図るものとする。

(議会全員協議会)

第12条 議会に、市政に関する重要事項又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため議会全員協議会を設置する。

2 議会全員協議会に関することは、別に定める。

(議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議会の政策形成及び立案を補助させるため議会事務局の体制整備に努めるものとする。

2 議会は、議会事務局の体制整備のため、大学等研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

(議会図書室の充実)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、議会だより及び市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

第8章 議会災害対策支援本部

(議会災害対策支援本部)

第16条 議会に、市災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するため議会災害対策支援本部を設置することができる。

2 議会災害対策支援本部に関することは、別に定める。

第9章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、市民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、高萩市議会議員の政治倫理に関する条例（平成11年高萩市条例第23号）を、遵守しなければならない。

第10章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第18条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

(見直し手続)

第19条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会全員協議会において検証し、改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。